

2024（令和6）年1月22日
倉吉市建設部建築住宅課建築指導係

建築確認申請の面積等の端数処理について（倉吉市取扱い）

建築基準法（以下「法」という。）第6条の確認申請の手続きに基づく各種面積等の算出について、下記のとおり取り扱います。

【取扱い】別紙1を参照

- 敷地面積、建築面積、床面積の計算は小数点第2位までを有効とし、3位以下は切り捨てる。（例） 123.456 m^2 の場合、 123.45 m^2 と記入。
- 法第52条第2項の規定による前面道路幅員に係る容積率は小数点第2位までを有効とし、3位以下は切り捨てる。（例）前面道路幅 4.5789 m 、住居系地域の場合： $4.5789\text{ m} \times 0.4 \times 100 = 183.156$ 183.15%と考える。
- 建ぺい率、容積率の計算は小数点第2位までを有効とし、3位以下を切り上げる。（例）123.451%の場合、123.46%と記入。
- 採光計算・換気計算・排煙計算について
 - 必要開口面積は小数点第2位までを有効とし、3位以下を切り上げる。
（例） 123.451 m^2 の場合、 123.46 m^2 と記入。
 - 有効開口面積は小数点第2位までを有効とし、3位以下を切り捨てる。
（例） 123.456 m^2 の場合、 123.45 m^2 と記入。

通達/通知/技術的助言

●条文 昭和41年3月25日住指発第87号
メートル法の完全実施について

昭和41年3月25日
住指発第87号
建設省住宅局建築指導課長

標記については、計量法施行法第3条によって、経過措置として昭和41年3月31日までは、土地又は建物に関する計量単位として、尺貫法の使用が特例として認められていた。従って、昭和41年4月1日以後は、メートル法以外の単位を用いてはならないことになるので、建築物の確認、報告、統計その他及び公営住宅建設等の実施に当たってはこれらの標示をすべてメートル法によるよう、その徹底を図らねばならない。

なお、不動産登記法施行令第4条及び第8条に、地積及び建物の床面積の単位と端数処理の方法が別記参考のように定められているので、確認その他の事務についても、これに準じて行なうよう念のため申し添える。

〔参考〕

○不動産登記法施行令第4条

「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1（宅地及び鉱泉地以外の土地で10平方メートルをこえるものについては、1平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」

○同施行令第8条

「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てる。」

切り上げ：小数点第2位までを有効とし、3位以下は切り上げる

切り捨て：小数点第2位までを有効とし、3位以下は切り捨てる

敷 地 面 積		切り捨て
建 築 面 積		切り捨て
床 面 積		切り捨て
建 ペ い 率		切り上げ
容 積 率		切り上げ
前 面 道 路 幅 員		切り捨て
採 光	必 要 採 光 面 積 (1/7)	切り上げ
	有 効 開 口 部 面 積	切り捨て
換 気	必 要 換 気 面 積 (1/20)	切り上げ
	有 効 開 口 部 面 積	切り捨て
排 煙	必 要 排 煙 面 積 (1/50)	切り上げ
	有 効 開 口 部 面 積	切り捨て